

稻敷地方広域市町村圏事務組合公告第3号

稻敷地方広域市町村圏事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（令和3年稻敷地方広域市町村圏事務組合条例第1号）第6条の規定に基づき、稻敷地方広域市町村圏事務組合人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表する。

令和7年1月10日

稻敷地方広域市町村圏事務組合
管 理 者 千 葉 繁

1 職員数及び職員の任免に関する状況

(1) 職員数の推移（各年度4月1日現在） (単位：人)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
一般行政職	6	7	7	6	5
消防職	400	408	405	408	410
合計	406	415	412	414	415

※短時間勤務の再任用職員は除く。

(2) 職員採用の状況（令和6年4月2日～令和7年4月1日） (単位：人)

職種	応募者数	受験者数	合格者数
消防職	54	50	13

(3) 事由別退職の状況（令和6年度） (単位：人)

区分	定年退職	勧奨退職	普通退職	その他	合計
一般行政職	0	0	0	1	1
消防職	1	0	9	1	11
合計	1	0	9	2	12

(4) 所属別職員数の状況（各年4月1日現在） (単位：人)

所属	令和6年	令和7年	増減数
事務局	8	8	0
小計	8	8	0
消防本部	60	60	0
龍ヶ崎消防署	63	63	0
新河分署	25	25	0
西部出張所	16	16	0
牛久消防署	63	63	0
東部出張所	16	16	0
いなほ消防署	55	55	0
桜東分署	25	25	0
阿見消防署	56	57	1
利根消防署	27	27	0
小計	406	407	1
合計	414	415	1

※短時間勤務の再任用職員は除く。

2 人事評価の状況

(1) 人事評価の目的

- ① 人材の育成・組織の活性化
- ② 公正な処遇
- ③ 適材適所の人材配置

(2) 人事評価の構成

区分	内容
業績評価	目標の達成状況と進行管理の状況を評価する。
意欲評価	仕事に取り組む姿勢や行動を評価する。
能力評価	知識・技能の日々の業務での活用状況や、体得した習熟能力の活用状況を評価する。

(3) 評価段階（尺度）について

日々の仕事ぶりについて、評価項目別に5（特に優れている）～1（特に劣っている）の5段階で評価し、年度末には、評価を項目別に点数化して合計し、最終的にS（90点以上）～D（25点未満）の5段階で総合的に判定します。

(4) 評価結果について

評価結果について全ての職員が納得できるよう、中間面談、育成面談や職場でのコミュニケーションを通じて十分な説明を行い、組合が定める着眼点やルールに基づき絶対評価を行うなど、公平性・透明性・納得性の高い人事評価制度作りに努めています。

評価結果については、昇給や勤勉手当の処遇に反映し、その他、人材育成・能力開発や人事異動などに活用します。

平成 23 年 6 月から前年度の評価結果を勤勉手当の成績率に、また、平成 29 年 4 月から昇給に反映させています。

令和 6 年度人事評価結果

区分	S 特に優秀	A 優秀	B 良好	C 良好でな い	D 特に良好 でない	計
職員数	0 人	39 人	347 人	8 人	0 人	394 人
構成比	0%	9.9%	88.1%	2.0%	0%	100%

3 職員の給与の状況

(1) 職員給与費の状況（令和 6 年度決算） (単位：千円)

給料	職員手当	期末勤勉手当	計
1,587,995	407,565	658,472	2,654,032

※職員手当に退職手当は含まない。

(2) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和 7 年 4 月）

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	48.9 歳	360,267 円	417,189 円
消防職	38.0 歳	323,631 円	404,183 円

(3) 職員の初任給の状況（令和 7 年 4 月 1 日現在） (単位：円)

区分		稲敷地方広域市町村圏事務組合	国
一般行政職	大学卒	220,000	220,000
	高校卒	188,000	188,000
消防職	大学卒	251,800	255,200
	高校卒	211,600	216,400

(4) 一般行政職の級別職員数の状況（令和7年4月1日現在）

区分	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	職員数	構成比
1級	1 主事補の職務 2 主事の職務	0人	0%
2級	1 副主幹の職務 2 主幹の職務	0人	0%
3級	1 主任の職務 2 係長の職務	1人	20.0%
4級	1 主査の職務 2 課長補佐の職務	3人	60.0%
5級	1 副参事の職務 2 課長の職務	0人	0%
6級	1 参事の職務 2 事務局次長の職務	0人	0%
7級	事務局長の職務	1人	20.0%
計		5人	

(5) 職員の手当の状況

① 期末手当・勤勉手当（令和6年度）

区分	支給年額等
1人当たりの平均支給年額	1,571,532円
支給割合	期末手当 2.5月分 勤勉手当 2.1月分
加算措置の状況（職制上の段階、職務の級等による加算措置）	役職加算 5～15%

② 特殊勤務手当

区分	支給額等
支給実績（令和6年度決算）	25,799,100円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	69,539円
職員全体に占める手当支給対象職員の割合（令和6年度）	88.5%

○特殊勤務手当の種類（令和7年4月1日現在）

手当の名称	主な支給対象業務	左記に対する支給単価
災害現場活動手当	消火作業若しくは救急救助活動又は被害軽減のための活動に従事したとき	1回400円又は500円
高所作業手当	高所作業に従事したとき	1回400円

潜水業務手当	潜水業務に従事したとき	日額 500 円
特別救助業務手当	特別救助工作車の隊員として、救助業務に従事することを命ぜられたとき	1 当務 150 円

③ 時間外勤務手当

区分	支給実績	職員 1 人当たりの平均支給年額
令和 5 年度決算	80,278 千円	236,807 円
令和 6 年度決算	82,982 千円	244,786 円

④ 退職手当（令和 7 年 4 月 1 日現在）

区分	内容	
勤続 20 年	自己都合	勧奨・定年 19.6695 月分 24.586875 月分
勤続 25 年		28.0395 月分 33.27075 月分
勤続 35 年		39.7575 月分 47.709 月分
最高限度額		47.709 月分 47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2%～20% 加算	

⑤ その他の手当（令和 7 年 4 月 1 日現在）

手当名	内容及び支給単価	支給実績 (令和 6 年度決算)	支給職員 1 人当たりの平均支給年額 (令和 6 年度決算)
扶養手当	配偶者 月額 3,000 円 子 月額 11,500 円 父母等 月額 6,500 円 16 歳から 22 歳までの子 1 人につき 5,000 円加算	57,435 千円	241,323 円
地域手当	支給率 3%	52,084 千円	124,306 円
住居手当	借家の場合 家賃 16,000 円を超える場合に限り、家賃の額に応じて月額 28,000 円を限度に支給	33,833 千円	268,515 円
通勤手当	通勤のため、交通機関等を利用する又は自動車等を使用する職員に支給（片道 2km 以上） 月額 150,000 円を限度	40,739 千円	101,341 円

管理職 手当	管理・監督する地位にある 職員に支給	35,890 千円	491,644 円
単身 赴任 手当	異動等による転居で、やむ を得ない事情により配偶 者と別居し、単身で生活す ることを常況とする職員 に支給　月額 30,000 円 (距離に応じて 8,000 円か ら 70,000 円加算)	360 千円	360,000 円

(6) 特別職の報酬等の状況（令和 7 年 4 月 1 日現在）

区分	報酬（年額）
管理者	96,000 円
副管理者	88,000 円
議長	54,000 円
副議長	52,000 円
議員	51,000 円

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間

区分	始業時間	終業時間	休憩時間
毎日勤務の職員	8:30	17:15	12:00～13:00
交代制勤務の職員	8:30	翌日の 8:30	12:00～13:00 17:15～18:15 22:00～翌日 6:00 (仮眠、この間 2 時間勤務) 6:00～6:30

(2) 休暇制度（主なもの）

①有給の休暇等

名称	説明
年次有給休暇	一年度につき最高20日付与され、残日数は翌年に20日まで繰 越すことができる。
夏季休暇	夏季における盆等の諸行事のため、また心身の健康維持・増進 を図るため、6 日の範囲内で管理者が定める期間
ボランティア 休暇	自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行うた め勤務しないことが相当と認められる場合で一年度において 5 日の範囲内の期間

忌引	親族の区分に応じて1日から10日の範囲内の期間
看護休暇	中学校就学の始期に達するまでの子の看護（病気、けが、予防接種又は健康診断を受けさせること。）のために、一年度において5日（中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間
短期介護休暇	要介護者の通院等の付き添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の要介護者の必要な世話をを行うために、一年度において5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間
療養休暇	傷病や疾病のために、療養する必要がある場合で、90日以内で必要と認められる期間
妻の出産休暇	妻の出産に伴う入退院等の付き添い、出生の届出を行う場合に、男性職員に与えられる2日の範囲内の休暇

②無給の休暇等

名称	説明
介護休暇	配偶者・父・母・子等の負傷・疾病・老齢などで日常生活を営むのに支障がある者の介護をするために、6か月以内で必要な期間

③その他（勤務時間の変更）

名称	説明
育児短時間勤務	小学校入学前の子を養育するため、1週間あたりの勤務時間を15時間30分、19時間25分、19時間35分、23時間15分、24時間35分とする制度（給料は勤務時間に応じて支給）

5 休業に関する状況

(1) 休業制度

名称	説明
育児休業	子を養育する職員に対して、その子が3歳に達するまでの必要な期間
部分休業	子を養育する職員に対して、その子が小学校就学に達するまでの必要な期間で、勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間以内

(2) 育児休業及び部分休業の取得者数（令和6年度）

(単位：人)

区分	育児休業 取得者数	部分休業 取得者数
男性職員	18	0
女性職員	3	1
合計	21	1

6 分限処分及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分（令和6年度）

(単位：人)

区分	降給	降任	休職	免職	計
勤務実績が良くない	0	0	0	0	0
心身の故障	0	0	1	0	1
職に必要な適格性を欠く	0	0	0	0	0
職制、定数の改廃、予算の減少により、廃職、過員を生じた	0	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
計	0	0	1	0	1

(2) 懲戒処分（令和6年度）

(単位：人)

区分	戒告	減給	停職	免職	計
一般服務違反（秘密漏洩、秩序紊乱等）	0	0	1	0	1
一般非行（傷害・暴行等）	0	0	0	0	0
事務に関する不正（収賄、横領等）	0	0	0	0	0
道路交通法違反（飲酒運転等）	0	1	0	0	1
管理・監督責任	0	0	0	0	0
計	0	1	1	0	2

7 服務の状況

(1) 年次有給休暇の取得状況（令和6年度）

対象職員数 A	取得日数 B	平均取得日数 B/A
412人	6,467.8日	15.7日

※長期の休職、派遣等の職員を除く。

(2) 夏季休暇の取得状況（令和 6 年度）

対象職員数 A	取得日数 B	平均取得日数 B/A
408 人	2,448 日	6.0 日

※長期の休職、派遣等の職員を除く。

8 退職管理の状況

地方公務員法の規定に基づき、組合職員として働いていた者が離職後に営利企業などに再就職した場合、現職職員への契約事務等の要求や依頼（働きかけ）が禁止されています。

また、離職者から働きかけを受けた場合には、公平委員会に届出なければならないとされています。

- ・令和 6 年度の届出状況 0 件

9 研修の状況（令和 6 年度）

(1) 消防大学校

研修名	研修対象者	受講者数
幹部科	消防司令の階級の者又は令和 7 年度に消防司令の階級となる予定の者	1 人
警防科	消防司令補以上の階級にあり、かつ、警防業務に従事している者	1 人
危険物科	消防士長の階級にあり、かつ、危険物保安業務に従事している者	1 人
NBC コース	防護服その他の NBC 災害対応資機材を装備する隊の隊長若しくは隊員である者又はそれらの予定者	1 人

(2) 茨城県立消防学校

研修名	研修対象者	受講者数
初任科	新たに採用された職員	10 人
警防科	警防業務に従事する職員	2 人
救急科	救急業務に従事する職員	11 人
救助科	救助業務に従事する職員	3 人
特殊災害科	特殊災害現場で指揮を担当する職員	2 人
危険物科	危険物業務に従事する職員	2 人

火災調査科	火災調査業務に従事する職員	2人
水難救助課程	水難救助業務に従事する職員	1人
ポンプ操法指導者研修会	消防ポンプ操法を指導する職員	2人

(3) その他の研修

研修名	研修対象者	受講者数
救急救命士研修	救急救命士資格取得を希望している職員で、救急経験年数5年又は2,000時間を満たした者	1人
指導救命士研修	救急救命士の中から救急課長の推薦を受けた者	2人
感染防止対策強化研修	救急救命士の中から救急課長の推薦を受けた者	1人
ソフトウォーターレスキュー	水難救助業務に従事する職員	2人
NIRS放射線事故初動セミナー	救助業務に従事する職員	2人
衛生管理者受験講習会	管理職員	3人
メンタルヘルスマネジメント実践研修会	管理職員	2人
潜水技術研修	水難救助業務に従事する職員	2人
テールゲートリフター講習	警防業務に従事する職員	3人
人事評価研修	全職員※	283人

※消防職員は、階級に応じ受講者を抽出。

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 共済組合の概要

職員は、茨城県内の市町村職員で組織する茨城県市町村職員共済組合に加入しています。

共済組合は社会保険制度の一翼を担っており、主に次の3つの事業を行っています。

事業名	内容
短期給付事業	病気・ケガ、出産、休業、災害、死亡などの際に、組合員とその家族に医療などの必要な給付を行う事業
長期給付事業	組合員の退職、障害、死亡の際に、年金や一時金を給付する事業

福祉事業	健康保持増進事業（健康診査など）や保健所の運営、住宅資金等の貸付けなどの事業
------	--

(2) 公務災害の補償制度（令和 6 年度）

職員が公務上又は通勤途上に災害にあった場合、地方公務員災害補償法に基づいて補償されます。その認定状況は次のとおりです。

（単位：人）

公務災害	通勤災害	計
4	1	5

(3) 健康診断実施状況（令和 6 年度）

事業名	実施内容	受診者数等
各種健康診断	生活習慣病健診	356 人
	人間ドック	57 人
	特定業務（深夜勤務）従事職員健康診断	331 人
	肺がん・結核（X 線）検診	349 人
	肺がん（喀たん）検診	39 人
	胃がん検診	93 人
	大腸がん検診	132 人
	子宮がん検診	9 人
	乳がん検診	2 人
	前立腺がん検診	55 人
メンタルヘルス	健康相談機関事業の案内	随時
職場巡回	産業医、衛生管理者等による職場巡回	毎月

11 措置要求、審査請求及び苦情処理の状況（令和 6 年度）

職員は規則に基づき、勤務条件に関する要求、不利益処分に関する審査請求、勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申出や相談を公平委員会にすることができます。

区分	件数
勤務条件に関する措置の要求	0 件
不利益処分に関する審査請求	0 件
苦情処理	0 件